

## 令和7年第1回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和7年1月7日(火) 開会 午後1時30分  
閉会 午後2時30分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高島 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員  
なし

6. 議事録署名者  
14番 船木 良江 15番 河野 芳徳

7. 職務のため出席した事務局職員  
事務局長 梶川 修 事務局次長 小路 和典  
主幹(事)主任 平木 周二 主 査 山根 賢志

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・その他

- (1) 令和6年第5回広島市議会定例会（12月）農業関係質疑の要旨について
- (2) 令和6年度第5回地区協議会の日程について
- (3) 令和7年1月の現地調査日程について

## 議 事

### 議 長（福島会長）

おめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。

本日は、総会終了後に研修会と懇親会がございますので、出席のほうよろしくお願ひいたします。

それでは、令和7年第1回広島市農業委員会総会を開会します。

本日の欠席はありません。全員出席です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。14番、船木委員、15番、河野委員。よろしくお願ひします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、15件を上程します。事務局から説明をお願ひします。

### 事務局（山根主査）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の15件について説明します。議案の3ページから5ページをご覧ください。

1番、8番は自宅の隣接地であり、4番から6番、10番、11番は、申請地の隣接地を耕作しており、便利のため申請地を取得するものです。

2番は、令和6年8月7日に農地法第3条許可をした案件ですが、譲受人を単有名義から親子での共有名義に変更するため、許可取消願を提出し、新たに譲受人を共有名義にして申請されたものです。

3番、9番、12番、14番は、新規就農するために取得するもので、それぞれ、スナップエンドウ、カボチャ、ハクサイ、キャベツ、ダイコンなどを栽培する旨の営農計画書が提出されています。

7番、13番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

15番は、共有地の持分を取得するものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われまふ。これらの案件は、総会で承認されまふと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第1号の15件の説明を終わります。

### 議 長

それでは、議案第1号について、担当委員の意見を伺います。

1番、山本委員。

## **山本委員**

4番、山本です。12月16日、事務局職員の方と現地を確認いたしました。鍛冶山委員は別に確認頂いています。

高齢で耕作困難となった譲渡人から農地を譲り受け、規模拡大される案件です。現地は野菜及び果樹が栽培されており、適正に耕作されていきました。問題ないと思います。

## **議 長**

2番、鍛冶山委員。

## **鍛冶山委員**

2番、鍛冶山です。去る12月16日、事務局職員と現地を確認いたしました。山本委員は別に現地確認をされています。

これは以前、3条許可をしていましたが、取消願が出され、譲受人を単有から共有へ変更し、再度許可申請された案件です。現地はしっかりと管理されており、問題はありません。

## **議 長**

3番は私が担当なので説明いたします。

12月17日に、私と事務局、溝口委員と現地を調査しました。譲受人の自宅の隣である申請地を購入し、新規就農するものです。適正に管理されており、問題ないと思います。

## **議 長**

4番から6番、上垣内委員。

## **上垣内委員**

6番の上垣内です。去る12月18日に、私と浅元委員、事務局職員2名で現地を確認しました。この案件は譲受人が申請地の隣接地を耕作しており、便利のため取得するものです。何ら問題はないと判断します。

## **議 長**

7番、8番、岩重委員。

## **岩重委員**

8番の岩重です。7番、8番の申請について説明します。両案件とも、12月17日に己斐委員、事務局職員2名と現地確認を行いました。

7番の申請地は、耕作ができる状態で、譲受人は隣接する農地で水稻栽培をしており、規模拡大を目的として取得されるものです。

8番の申請地は、保全管理がされ、譲受人の実家に隣接しており、便利のため取得されるものです。両案件とも問題はないと思います。

## **議 長**

9番、己斐委員。

## **己斐委員**

3番、己斐です。9番は、令和6年12月17日に岩重委員、事務局職員2名と現地の調査を行いました。

申請地の登記地目は田ですが、現況は畑で耕作はされていませんが、適正に管理されていました。当日、譲受人とお会いすることができ、いろいろとお話をさせていただきました。

申請地は、譲受人の自宅の東側に隣接しています。譲渡人は県外に居住しており、管理できないので譲り渡し、譲受人が白菜等野菜を栽培するものです。問題ないと思います。

## **議 長**

10番、沼田委員。

## **沼田委員**

12番、沼田です。12月17日に高島委員、事務局職員と現地を確認しています。申請地は、譲受人の自宅の近くであり、問題ないと思います。

## **議 長**

11番、河野委員。

## **河野委員**

15番、河野です。11番につきましては、12月16日に山縣委員と事務局職員とで現地調査を行いました。

申請地は、野菜等が植えられており、譲受人が隣接地を耕作しています。利便性が良いので取得されるものです。問題ないと思います。

## **議 長**

12番、吉田委員。

## 吉田委員

17番、吉田です。12番は12月18日に児玉委員及び事務局職員2名と現地調査を行っています。

申請地は休耕で、譲受人が野菜栽培を目的に取得するものです。異議ありません。

## 議 長

13番、14番、奥田委員。

## 奥田委員

18番、奥田です。13番、14番は、12月18日に児玉委員、事務局の方と現地調査をしました。

13番は、現在、休耕ですが、きれいに管理されており、問題ないと思います。

14番は、申請地に果樹が植えてあり、整然と栽培されており、問題ないと思います。

## 議 長

15番、児玉委員。

## 児玉委員

19番、児玉です。去る12月18日、奥田委員、事務局職員2名と現地調査をしました。

共有地の持ち分を取得するため、妹から姉に譲り渡すものです。申請地は果樹が植えてあり、管理もしてあるので、問題ないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

## 佐藤委員

すみません、1件確認をしたいことがあります。11番の申請地の面積は670㎡ですが、譲受人の許可後の耕作面積は169㎡とあります。これはどういうことなのですか。

## 事務局（平木主幹）

これは、譲受人の持分で案分したものです。申請地は全体では670㎡ありますが、このうち譲受人の持分111分の28で案分すると、169㎡になる

ということです。

### 佐藤委員

169㎡以外は誰が耕作するのですか。

### 事務局（平木主幹）

ほかの共有者が169㎡以外を耕作しています。

申請地は、登記地目が山林で、当初、山林なので、農地法の手続きをせずに、それぞれの持分で取得し、それを耕作したので、畑になりました。

それで、現況地目が畑なので、今回農地法の適用を受けるということで、3条許可申請がありました。申請地全体の面積は670㎡ですが、今回の譲受人の持分で案分し、面積を算出すると、169㎡になるというものです。

### 佐藤委員

はい、分かりました。

### 議 長

よろしいですか。

それでは、その他、ご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

### 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

### 議 長

異議がないので、15件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

### 事務局（山根主査）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。議案の6ページをご覧ください。

1番は雑種地への転用事案で、申請地を貸駐車場として利用しようとするものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第4条第6項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま

す。本案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

## 議 長

議案第2号について、担当委員の意見を伺います。1番、奥田委員。

## 奥田委員

18番、奥田です。1番については、12月18日に事務局の方2名と現地調査を行いました。申請地は、果樹が何本かありますが、管理されておらず、現況は休耕です。周囲への影響はなく、問題ないと思います。

## 議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、1件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、15件を上程します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山根主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の15件について、説明いたします。議案の7ページから10ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接地に移転する本社の従業員用駐車場として利用しようとするものです。

2番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、住宅を建築しようとする

ものです。

3番は、宅地への転用事案で、自動車の搬送、修理等を営む譲受人が、申請地を譲り受け、修理工場及び事務所として利用するものです。

4番から9番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。

10番、12番、14番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け又は借り受け、駐車場として利用しようとするものです。

11番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接する宅地の敷地拡張をするものです。

13番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接地に建設する共同住宅の駐車場として利用しようとするものです。

15番は、雑種地への転用事案で、自動車の販売、修理等を営む譲受人が申請地を譲り受け、車両置場として利用しようとするものです。

2番、4番から8番は、農振農用地区域でしたが、2番、6番から8番は令和6年8月30日付けで、4番、5番、は令和6年2月29日付けで、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告を受け、農用地区域から除外されたことを確認しています。

これらの案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。

なお、3番、10番、11番、14番は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書または経緯書を添付させています。

1番を除く14件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

1番は、宅地造成等規制法の許可を要する案件であり、本総会で承認されますと、同法を所管する宅地開発指導課との同時許可となります。以上で議案第3号の説明を終わります。

## 議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。

1番、上垣内委員。

## 上垣内委員

6番、上垣内です。昨年12月18日、事務局職員2名と現地を確認しまし

た。これは、譲受人である法人が申請地の近隣に現在、本社ビルを建築中で、それに伴い駐車場が必要となったので、申請地を駐車場にしようとするものです。申請地周辺は休耕となっており、駐車場になっても問題はないと思います。

## **議 長**

2番、3番、浅元委員。

## **浅元委員**

7番、浅元です。2番は、昨年3月21日に、事務局職員2名と農振除外の関係で現地調査を行いました。譲受人が、住宅用地として利用しようとするもので、既に農振農用地区域からは除外済みとなっています。

次に3番は、昨年12月18日に事務局職員2名と、現地調査を行いました。申請地は、転用目的である修理工場等として、既に利用されており、譲渡人は経緯書を添付して、許可申請を行っています。

2番、3番、いずれも周辺農地及び農業振興上の影響等はなく、特に問題はないと思います。

## **議 長**

4番から8番、岩重委員。

## **岩重委員**

8番、岩重です。4番から8番の申請について説明いたします。

現地確認は、農振除外の関係で、4番、5番については、令和5年9月20日に、6番から8番については、令和6年3月19日に事務局職員2名と行っています。この度の5条許可申請に伴い、改めて令和7年1月6日に現地を確認しました。

申請地は、草が刈られ、保全管理がされていました。今後、高齢になり、耕作や維持管理ができなくなるため売却し、太陽光発電施設の用地として利用されるものです。周辺農地への影響はなく、この申請は問題ないと思います。

## **議 長**

9番、10番、己斐委員。

## **己斐委員**

3番、己斐です。9番、10番は、12月17日に、事務局職員と現地調査を行いました。

9番は、太陽光発電施設の案件です。申請地は遊休農地で、東側1か所、西側1か所が現在、太陽光発電施設が稼働しており、南側が太陽光発電施設の新規予定となっています。非常に日当たりの良い場所です。譲渡人には、後継者がおらず、農地の利活用を図るため、5条許可申請されたものです。太陽光発電施設を設置することによる周辺農地への耕作等には問題ないと思われま

す。次に10番ですが、申請地は既にコンクリートが張られ、駐車場として利用されています。譲渡人の父が、駐車場として利用していたものですが、その後、転居され、譲受人が利用していました。譲受人が引き続き駐車場として利用するもので、近隣農地への影響はなく、申請者から始末書も添付されており、問題はないと思います。

## **議 長**

11番、佐藤委員。

## **佐藤委員**

10番佐藤です。この案件は12月17日に、事務局職員2名と現地確認しました。周りに農地もなく、問題ないと思います。

## **議 長**

12番、船木委員。

## **船木委員**

14番、船木です。12番については、12月17日、事務局職員2名と現地調査を行いました。

譲受人は、仕事場が申請地の近くということで、駐車場として利用するものです。問題はありません。

## **議 長**

13番から15番、奥田委員。

## **奥田委員**

18番、奥田です。13番から15番は、12月18日に事務局職員の方2名と現地調査をしました。

13番の申請地は、市街化区域の隣接地であり、隣接地が宅地となるため、駐車場として利用されるものです。周囲へ影響はなく、問題はないと思います。

14番は、現在は閉鎖されています市のごみ焼却場の駐車場として使われて

いたもので、また新たに法人の駐車場として利用するものです。申請地は舗装されており、駐車場として使える状態でした。申請書には始末書も添付され、問題はないと思います。

15番は、自動車販売店の車両置場として利用されるもので、周囲への影響はなく、問題ないと思います。

## 議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

## 議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

## 議 長

異議がないので、1番を除く14件を許可することに決定いたします。また、1番は、宅地造成等規制法の許可に合わせて、農業委員会の会長名で許可することといたします。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第5号の専決処理について、89件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

## 事務局（山根主査）

報告第1号から第5号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、11ページから14ページの24件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、15ページから20ページの31件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、21ページ、22ページの9件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、23ページから25ページの20件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、26ページ、27ページの5件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第5号までの説明を終わります。

## 議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第5号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

## 議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5の、その他事項に入ります。

それでは、事務局より報告をお願いします。

## 事務局（小路次長）

それでは、資料の資料1、1ページをご覧ください。

12月3日から13日まで開催されました、令和6年第5回広島市議会定例会の農業関係質疑の要旨についてご報告します。

本会議での一般質問で、安佐南区の亀井議員から、農業担い手事業について質問があり、経済観光局長が答弁致しました。

「みどりの食料システム戦略の農業分野では、環境負荷の軽減が推進されているが、本市の取組状況はどうか。また、今後どのように普及を図っていくのか。」との質問に対しまして、「本市では、平成12年度から環境にやさしい農業推進事業を行っており、適正な肥料の量を把握するための土壌分析の利用促進や化学農薬・化学肥料の使用を低減する栽培技術等の普及を行ってきた。一方、国は、令和3年度に「みどりの食料システム戦略」を策定し、化学農薬・化学肥料の使用の低減や有機農業の面積拡大など環境負荷軽減を推進することとしている。こうした流れも受けて、本市としては、令和4年度から有機農業を希望する農業者に対して、環境にやさしい農業技術の習得支援を行うとともに、令和5年度からは、環境負荷軽減に取り組む農業者に対して、国の補助金の採択などに有利な「みどりの食料システム法に基づく事業計画」の作成支援など、農業者に寄り添った対応を行っている。今後とも、こうした取組によって環境負荷軽減に向けた栽培技術等の普及を行っていく。」と答弁致しました。報告は以上になります。

## 事務局（山根主査）

続きまして、「令和6年度第5回地区協議会について」説明します。2ページ、資料2をご覧ください。下の表のとおり、1月10日金曜日から1月29日水曜日までの間で各地区予定しております。開催時間・場所等ご確認いただければと思います。

続きまして、「令和7年1月の現地調査日程について」説明いたします。3ページ、資料3をご覧ください。16日木曜日の午前は旧市、午後は安芸区、17日金曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、20日月曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。

許可申請の状況により、具体的な開始日時等の調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

## 議長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

## 佐藤委員

先日、地元の推進委員から、現地調査の時に不審者と間違われる。最近、特に闇バイトとかいろいろあるので、現地を歩いていたら地権者から、「おまえは何者なのか」と言われる。それで身分証を提示したが、「そんなもの幾らでも作れる」と言われて、現地調査をするのに非常に困っているという話がありました。制服みたいなものを作ってもらえないかなっていう話が出たので、今すぐということはありませんが、何かご検討いただけないかと思います。

## 議長

帽子はありますね。

## 佐藤委員

帽子はありますが、このご時世ですから、それでは相手が信じないというか。もう少しはっきり分かるものが欲しいと言われました。

これは、すぐにではなくても、検討課題に入れておいていただけたらと思います。

## 議長

なかなか、すぐにはできないかもしれませんが、また相談して、検討していきたいと思います。

その他ございますか。

(委員 意見なし)

## **議 長**

それでは、これで令和7年第1回総会を終了します。

本日は、この後、15時30分から5階講堂で研修会がありますので、引き続きよろしく申し上げます。

次回の総会は、令和7年2月5日水曜日、午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

## **己斐会長職務代理者**

大変お疲れ様でした。会長から言われましたように、この後、15時30分から5階講堂で研修会があり、続きまして18時から懇親会がありますので、よろしく申し上げます。

本日の総会は、これにて終了させていただきます。ありがとうございました。